

令和3年6月22日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

理事長 小林 哲彦 様

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

監事 井上 高和

監事 山添 清昭

監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第4期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所監事監査規程に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

当法人の業務は、関係法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第1期中期計画及び令和2年度計画に従い適法に実施され、また、中期目標の達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

- (2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

業務方法書及び監事監査規程に示されるように、令和2事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認めます。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

(3) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

理事等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

(4) 財務諸表等についての意見

- ①会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- ②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- ③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- ④決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

(5) 事業報告書についての意見

令和2年度事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。

(6) 監査の目的の達成に必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

以上